

総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準

第2 承認の手続

1 申請手続きの原則

(略)

2 申請手続きの特例(包括承認事項)

次に掲げる財産処分(以下「包括承認事項」という。)であって別紙様式2により総務大臣等への報告があったものについては、上記1にかかわらず、総務大臣の承認があったものとして取り扱うものとする。ただし、当該報告において、記載事項の不備等必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。また、当該財産処分に当たり、用途や譲渡先等について差別的な取扱いをしないものとする。

- (1) 地方公共団体が、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため又は既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためとの判断の下に行う次の財産処分(有償譲渡及び有償貸付を除く。)

経過年数(設置後経過した年数をいう。以下同じ。)が10年以上である施設又は設備(以下「設備等」という。)について行う財産処分

経過年数が10年未満である施設等について行う財産処分であって、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)に基づく市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)に基づく合併市町村基本計画に基づいて行われるもの

災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し又は廃棄(以下「取壊し等」という。)

第3 国庫納付に関する承認の基準

1 地方公共団体が行う財産処分

(1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体が行う次の財産処分については、国庫納付に関する条件(財産処分に係る納付金(以下「財産処分納付金」という。)を国庫に納付する旨の条件をいう。以下同じ。)を付さずに承認するものとする。

道路の拡張整備等の設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等(相当の補償を得ている場合を除く。)

包括的承認事項

経過年数が10年未満である施設等に係る財産処分であって、市町村合併、地域再生の施策に伴うものとして総務大臣が適当であると個別に認めるもの(有償譲渡及び有償貸付を除く。)

その他総務大臣が条件を付さないことが適当であると認める場合

(2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記以外の転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等については、国庫納付に関する条件を付して承認するものとする。